

平成25年5月24日

第2491号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（242・総合防災課）	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（243・長寿社会課）	2
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（244・長寿社会課）	3
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定（245・長寿社会課）	3
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（246・長寿社会課）	3
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出（247・長寿社会課）	4
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（248・長寿社会課）	4
○争議行為の予告（249・雇用労働政策課）	4
○都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（250・都市計画課）	5
○道路区域の変更及び供用開始（251・山本地域振興局建設部）	5
○建設業の許可の取消し（252・秋田地域振興局総務企画部）	5
○保安林の指定の解除（253・由利地域振興局農林部）	6

公 告

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）	6
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）	7
○土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）	8
○土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）	8
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（雄勝地域振興局農林部）	8
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）	9

告 示

秋田県告示第242号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、次のとおり平成25年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を実施するので、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和62年11月24日消防庁告示第4号）第3の1の規定に基づき、公示する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 講習の種別、期日、時間及び場所

給油取扱所	平成25年		
	7月19日（金）	午前9時から正午まで	秋田市文化会館
	7月23日（火）	〃	由利本荘市西目公民館シーガル
	7月25日（木）	〃	湯沢雄勝広域交流センター
	7月30日（火）	〃	大館市立中央公民館
	8月2日（金）	〃	能代市文化会館
	8月7日（水）	〃	秋田市文化会館
	8月19日（月）	〃	大仙市大曲交流センター
	8月22日（木）	午後1時30分から 午後4時30分まで	男鹿市民文化会館
	8月26日（月）	午前9時から正午まで	秋田市文化会館
	9月6日（金）	〃	鹿角市交流センター
	9月10日（火）	〃	平鹿生涯学習センター
	9月24日（火）	〃	秋田市文化会館

石油コンビナート	平成25年 8月22日(木) 9月24日(火)	午前9時から正午まで 〃	男鹿市民文化会館 秋田市文化会館
一般(その他)	平成25年 7月19日(金) 7月23日(火) 7月25日(木) 7月30日(火) 8月2日(金) 8月7日(水) 8月19日(月) 8月22日(木) 8月26日(月) 9月6日(金) 9月10日(火) 9月24日(火)	午後1時30分から 午後4時30分まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	秋田市文化会館 由利本荘市西目公民館シーガル 湯沢雄勝広域交流センター 大館市立中央公民館 能代市文化会館 秋田市文化会館 大仙市大曲交流センター 男鹿市民文化会館 秋田市文化会館 鹿角市交流センター 平鹿生涯学習センター 秋田市文化会館

2 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- (2) 危険物の火災予防に関する事項

3 受講対象者

- (1) 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者で上記の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内のもの
- (2) 新たに危険物の取扱作業に従事して1年以内の者。ただし、当該取扱作業に従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内の者とする。

4 受講申請書の配布場所

一般社団法人秋田県危険物安全協会連合会（秋田市山王三丁目7番21号 秋田県石油会館3階）又は県内の危険物安全協会

5 受講申請書の受付

- (1) 受付期間等
土曜日及び日曜日を除き、平成25年6月10日(月)から同月21日(金)までの期間の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所
一般社団法人秋田県危険物安全協会連合会（持参又は郵送による。）
- (3) 提出書類
受講申請書

6 受講手数料

- (1) 受講手数料の額
4,700円
- (2) 納付方法
秋田県証紙又は振り込み（振り込みの場合は一般社団法人秋田県危険物安全協会連合会専用の振込用紙による。）により納付すること。

7 講習についての問合せ先

一般社団法人秋田県危険物安全協会連合会（電話018-867-2245）

秋田県告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき、公示する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

(通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570421883	デイサービスセンター あったかサロン	大館市観音堂391番地	株式会社タクト	平成25年5月1日

(短期入所生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570521864	ショートステイきずな	由利本荘市石脇字田尻野7番 343	特定非営利活動法 人絆	平成25年4月15日

秋田県告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき、公示する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(居宅介護支援)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570421891	ケアプランセンターと んぼ	大館市水門町9番38号	株式会社スフィ ーダ	平成25年5月1日
0570821900	ケアプランセンターあ んり	大仙市戸地谷字大和田288番 1	エフシー株式会社	平成25年5月1日

秋田県告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき、公示する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570421883	デイサービスセンター あったかサロン	大館市観音堂391番地	株式会社タクト	平成25年5月1日

(介護予防短期入所生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570521864	ショートステイきずな	由利本荘市石脇字田尻野7番 343	特定非営利活動法 人絆	平成25年4月15日

秋田県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき、公示する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(訪問リハビリテーション)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
-----------	-----	-------	-------	-------

0570409151	介護老人保健施設大館園訪問リハビリテーション事業所	大館市芦田子字芦田子南275番地	医療法人光智会	平成25年4月30日
------------	---------------------------	------------------	---------	------------

秋田県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定に基づき、公示する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

(居宅介護支援)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570218636	ケアプランセンターすみさん家	能代市中柳27番地3	社会福祉法人元気村	平成25年3月31日
0570421271	ケアプランセンターとんぼ	大館市新町33番	有限会社バスケの街能代企画	平成25年4月30日

秋田県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定に基づき、公示する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

(介護予防訪問リハビリテーション)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570409151	介護老人保健施設大館園訪問リハビリテーション事業所	大館市芦田子字芦田子南275番地	医療法人光智会	平成25年4月30日

秋田県告示第249号

平成25年5月14日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 事件

年間手当に関する事

2 日時

平成25年6月10日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

3 場所

鹿角市花輪字向畑18番地	かづの厚生病院
北秋田市下杉字上清水沢16-29	北秋田市民病院
能代市落合字上前田地内	山本組合総合病院
南秋田郡八郎潟町川崎字貝保37番地	湖東総合病院
秋田市飯島西袋一丁目1番1号	秋田組合総合病院
由利本荘市川口字家後38番地	由利組合総合病院
大仙市大曲通町1番地30号	仙北組合総合病院
横手市前郷字八ツ口3番1	平鹿総合病院
湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	雄勝中央病院
秋田市八橋南二丁目10番16号	秋田県厚生連本所

4 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、デイケア、予約検査のための保安要員を除く全部、又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の名称
大館都市計画及び比内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
大館都市計画及び比内都市計画の区域
- 4 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課
 - (2) 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 北秋田地域振興局建設部用地課
 - (3) 大館市比内町扇田字新大堤下93番地6 大館市建設部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成25年5月24日（金）から同年6月7日（金）まで

秋田県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	能代五城目線	山本郡三種町下岩川字岩見沢1番1地先から字小出2番6地先まで	5.83～16.30	0.473
	新	能代五城目線	〃	13.26～39.50	0.473

- 2 供用開始の期日 平成25年5月24日 午後3時
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成25年5月24日から同年6月6日まで

秋田県告示第252号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年5月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
小林設計
南秋田郡五城目町高崎字雀館下川原160番地
小 林 勉
秋田県知事許可（般-20）第40616号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年5月14日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第253号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。
平成25年5月24日

秋田県知事 佐竹敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積実測 (ヘクタール)	保 安 林 解 除 面 積 実 測 (ヘクタール)	指定の 目 的	解除の 理 由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)				
由利本荘 市		石脇	新山野	1番1	191.074	19.1074	16.8064	0.4950	飛砂の 防備	公園用 地とす るため

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北秋田郡上小阿仁村土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐竹敬久

1 退任理事の住所及び氏名

- | | |
|-----------------------|---------|
| 北秋田郡上小阿仁村五反沢字家ノ下60番地 | 小 林 憲 二 |
| 〃 〃 〃 沖田面字屋布63番地 | 加賀谷 竹 男 |
| 〃 〃 〃 大林字下村下夕32番地 | 鈴木 信雄 |
| 〃 〃 〃 〃 字屋布廻28番地 | 小林 明信 |
| 〃 〃 〃 仏社字高橋75番地 | 武石 昭吾 |
| 〃 〃 〃 杉花字杉花20番地7 | 齊藤 昭作 |
| 〃 〃 〃 堂川字外長綱3番地2 | 萩野 隆一 |
| 〃 〃 〃 福館字村岱45番地 | 齊藤 鉄之 |
| 〃 〃 〃 五反沢字森ノ下夕7番地1 | 山田 金満 |
| 〃 〃 〃 南沢字塚ノ岱18番地1 | 鈴木 欣一郎 |
| 〃 〃 〃 沖田面字小蒲野下川原66番地1 | 小嶋 兵一 |
| 〃 〃 〃 仏社字長信田日ノ台317番地 | 武石 辰久 |
| 〃 〃 〃 小沢田字小沢田17番地 | 田中 巖 |
| 〃 〃 〃 仏社字田ノ沢113番地 | 武石 一作 |
| 〃 〃 〃 沖田面字野中369番地 | 中田 吉穂 |

2 就任理事の住所及び氏名

- | | |
|-----------------------|---------|
| 北秋田郡上小阿仁村五反沢字家ノ下60番地 | 小 林 憲 二 |
| 〃 〃 〃 大林字下村下夕32番地 | 鈴木 信雄 |
| 〃 〃 〃 〃 字屋布廻28番地 | 小林 明信 |
| 〃 〃 〃 仏社字高橋75番地 | 武石 昭吾 |
| 〃 〃 〃 杉花字杉花20番地7 | 齊藤 昭作 |
| 〃 〃 〃 堂川字外長綱3番地2 | 萩野 隆一 |
| 〃 〃 〃 仏社字田ノ沢113番地 | 武石 一作 |
| 〃 〃 〃 小沢田字小沢田17番地 | 田中 巖 |
| 〃 〃 〃 五反沢字森ノ下夕7番地1 | 山田 金満 |
| 〃 〃 〃 沖田面字小蒲野下川原66番地1 | 小嶋 兵一 |
| 〃 〃 〃 仏社字長信田日ノ台317番地 | 武石 辰久 |

北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱18番地 1	鈴木 欣一郎
〃 〃 沖田面字屋布24番地	原田 誠悦
〃 〃 福館字村岱45番地	齊藤 鉄之
〃 〃 沖田面字野中369番地	中田 吉穂
3 退任監事の住所及び氏名	
北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬ハサ場10番地 1	萩野 徳治
〃 〃 沖田面字上大海20番地	原田 孝三
〃 〃 仏社字伊勢堂下43番地 1	大沢 健悦
4 就任監事の住所及び氏名	
北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬ハサ場10番地 1	萩野 徳治
〃 〃 仏社字伊勢堂下43番地 1	大沢 健悦
〃 〃 沖田面字水無378番地	清水 春夫

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井川町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任理事の住所及び氏名	
南秋田郡井川町大麦字諏訪前7番地	工藤 久兵衛
〃 〃 赤沢字赤沢150番地	齋藤 正寧
〃 〃 宇治木字宇治木48番地	伊藤 鬮
〃 〃 黒坪字新聞35番地	渡部 豪士
〃 〃 八田大倉字八幡3番地 8	幡宮 孝
〃 〃 坂本字四百刈11番地	湊 松一
〃 〃 北川尻字上村宅地111番地	伊藤 千歳
〃 〃 〃 字海老沢村98番地	鷺谷 明
〃 〃 今戸字家ノ後95番地	遠藤 新榮治
〃 〃 〃 字寺ノ内148番地	伊藤 與四春
〃 〃 〃 字小今戸10番地	中山 富治
〃 〃 浜井川字家ノ東7番地 1	半田 金之丞
〃 〃 〃 字ヒル子7番地	半田 嘉比呂
2 就任理事の住所及び氏名	
南秋田郡井川町大麦字諏訪前7番地	工藤 久兵衛
〃 〃 赤沢字赤沢150番地	齋藤 正寧
〃 〃 宇治木字宇治木48番地	伊藤 鬮
〃 〃 黒坪字新聞35番地	渡部 豪士
〃 〃 八田大倉字八幡3番地 8	幡宮 孝
〃 〃 北川尻字下村38番地	伊藤 正信
〃 〃 〃 字海老沢樋ノ口121番地 1	伊藤 興武
〃 〃 〃 字海老沢村5番地 1	鷺谷 利和
〃 〃 浜井川字家ノ東133番地	若狭 善教
〃 〃 今戸字家ノ後95番地	遠藤 新榮治
〃 〃 〃 字寺ノ内148番地	伊藤 與四春
〃 〃 〃 字小今戸10番地	中山 富治
潟上市飯田川飯塚字樋ノ下34番地 1	田 仲 東
3 退任監事の住所及び氏名	
南秋田郡井川町井内字杉ヶ崎32番地	澤石 進
〃 〃 浜井川字追回22番地	松田 弘咲
〃 〃 五城目町大川大川字西屋布102番地	嶋崎 幸喜
4 就任監事の住所及び氏名	
南秋田郡井川町井内字杉ヶ崎32番地	澤石 進
〃 〃 浜井川字家ノ東115番地	渡部 幸男
〃 〃 五城目町大川大川字西屋布102番地	嶋崎 幸喜

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鳥海町上川内堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年5月14日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年5月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、湯沢市中央土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

湯沢市相川字田畑246番地	近 田 榮 一
〃 高松字戸平165番地	高 橋 功
〃 八幡字伊勢堂23番地	由 利 傳
〃 倉内字根開12番地	小 原 勝 美
〃 杉沢字野々沢128番地	松 田 健 蔵
〃 桑崎字平城132番地	柴 田 隆 志
〃 泉沢字泉の里12番地	篠 田 學 而
〃 横堀字旭町49番地	妹 尾 孝 雄
〃 桑崎字中泊13番地	高 橋 優 一
〃 前森四丁目2番10号	能 登 公 平
〃 上関字浦町6番地	高 橋 信 治
〃 森字嶽ノ下95番地	千 葉 勉
〃 関口字関口197番地	小 松 儀 兵 衛
〃 秋ノ宮字中島157番地	菅 義 照

2 就任理事の住所及び氏名

湯沢市横堀字旭町49番地	妹 尾 孝 雄
〃 杉沢字森道上248番地	松 田 和 己
〃 倉内字四ッ屋43番地	遠 藤 靖
〃 柳田字堀廻43番地1	柄 澤 正 一
〃 秋ノ宮字中島157番地	菅 義 照
〃 桑崎字中泊13番地	高 橋 優 一
〃 〃 字平城132番地	柴 田 隆 志
〃 関口字関口197番地	小 松 儀 兵 衛
〃 森字嶽ノ下95番地	千 葉 勉
〃 上関字浦町6番地	高 橋 信 治
〃 相川字田畑246番地	近 田 榮 一
〃 前森四丁目2番10号	能 登 公 平
〃 高松字戸平165番地	高 橋 功
〃 泉沢字泉の里12番地	篠 田 學 而

3 退任監事の住所及び氏名

湯沢市相川字川口18番地	高 橋 誠 一
〃 森字嶽ノ下29番地	渡 部 太 郎 兵 衛
〃 小野字西十日町102番地	築 瀬 壽 逸

4 就任監事の住所及び氏名

湯沢市秋ノ宮字小沢48番地	樋 口 金 一 郎
〃 森字嶽ノ下29番地	渡 部 太 郎 兵 衛
〃 相川字川口18番地	高 橋 誠 一

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年5月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
I C 運転免許証作成用消耗品

物 品 名	購入予定数量
I C 免許証カード（優良用）	247箱
I C 免許証カード（一般用）	187箱
I C 免許証カード（新規用）	37箱
運 転 経 歴 証 明 用 カ ー ド	4箱
イ ン ク リ ボ ン （ Y ）	48箱
イ ン ク リ ボ ン （ M ）	48箱
イ ン ク リ ボ ン （ C ）	48箱
イ ン ク リ ボ ン （ 黒 ）	48箱
U V C リ ボ ン （ 保 護 膜 ）	48箱
オ ー バ ー コ ー ト リ ボ ン	142箱

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目1番5号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
仙台市青葉区本町二丁目1番29号
株式会社東芝東北支社
- 5 随意契約に係る契約金額

物 品 名	契 約 金 額
I C 免許証カード（優良用）	139,723.5円
I C 免許証カード（一般用）	139,723.5円
I C 免許証カード（新規用）	139,723.5円
運 転 経 歴 証 明 用 カ ー ド	126,000 円
イ ン ク リ ボ ン （ Y ）	25,935 円
イ ン ク リ ボ ン （ M ）	25,935 円
イ ン ク リ ボ ン （ C ）	25,935 円
イ ン ク リ ボ ン （ 黒 ）	14,175 円
U V C リ ボ ン （ 保 護 膜 ）	30,660 円
オ ー バ ー コ ー ト リ ボ ン	13,335 円

- 6 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に該当するため。